

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間 2023年4月1日から
2024年3月31日まで

| | |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 事業所の名称 | 株式会社ニューイング |
| 事業所の名称所在地 | 〒060-0032 北海道札幌市中央区北二条東三丁目2番地3 札幌セントラルビル3F |

派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

| | | |
|-------------------------------|--------|-----|
| 派遣労働者の数 | 2 | (人) |
| 派遣先事業所数 | 2 | - |
| 労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額) | 33,000 | (円) |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額) | 22,000 | (円) |
| マージン率 | 33 | (%) |

※ マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、その他、含まれています。

このマージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額 (少数点第2位以下を四捨五入)}}$$

教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー
- ・プログラミング初級～上級
- ・データベース設計・構築
- ・プログラム進捗管理 等

キャリアコンサルティング相談窓口 電話番号 011-200-2822

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

1. 対象となる派遣労働者の範囲 ソフトウェア業に従事する派遣労働者
2. 協定の有効期間の終期 2024年3月31日

株式会社ニューイング
派01-300685
2024年3月31日現在